

# 鹿角市ごみ処理基本計画

平成 2 3 年 3 月

鹿 角 市

# 目 次

第1章 計画の基本的事項	P 1～4
・第1節 計画策定の趣旨	P 2
・第2節 計画の概要	P 3
第2章 ごみ処理の現状と課題	P 5～12
・第1節 ごみ処理の現状	P 5～10
・第2節 ごみ処理の課題	P 11
第3章 ごみ処理基本計画	P 13～22
・第1節 ごみ処理の基本理念と基本方針	P 14～15
・第2節 ごみ処理排出量の予測と数値目標	P 16～17
・第4節 目標達成に向けた施策と展開	P 18～21
鹿角市のごみ処理計画推進の施策一覧と推進スケジュール	P 23

# 第1章 計画の基本的事項

## 第 1 節 計画策定の趣旨

「大量生産・消費・廃棄」を基調とした近年の経済活動やライフスタイルにより、廃棄物問題が、多様化、増大し、また、地球温暖化など深刻な状況をもたらしています。これらの問題を解決するため、社会の仕組みや日常生活を、できるだけ環境に負荷を与えない循環型の社会制度に移行していくことが必要とされています。

廃棄物は、環境に大きな負荷を与えている要因のひとつであるとともに、市民の日常生活に直接関係しているため、重要な行政課題として適切に対応していく必要があります。

本市における平成 21 年度の一般廃棄物の総量は、14,229 t で、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、1,086g（うち家庭系ごみ 699g）となっています。秋田県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量 983g（うち家庭系ごみ 690g）を上回っている状況にあります。

近年、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装リサイクル法等が廃棄物の諸問題に応じて改正され、秋田県では、循環型社会形成推進計画が策定されています。法体制が整備され、それに伴った諸計画の策定により、市民のごみの減量とリサイクル、環境保全や循環型社会の構築への意識が高まっています。

本市では平成 12 年にごみ処理基本計画を策定して計画的にごみ処理を進めてきましたが、廃棄物の現状や社会情勢の変化を踏まえつつ、さらに適切に対応していく必要があります。

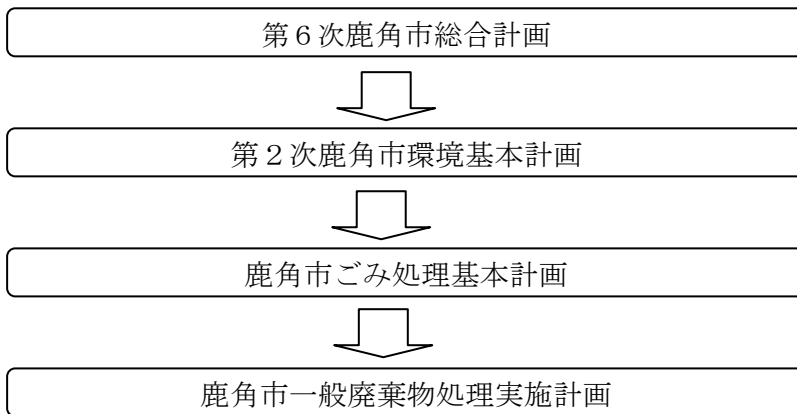
これまでの廃棄物対策に加え、環境への負荷を出来るだけ低減する循環型社会の構築に向け、ごみ処理の基本的事項を定めるため、ごみ処理基本計画を改訂するものです。

## 第2節 計画の概要

### (1) 計画の位置づけ

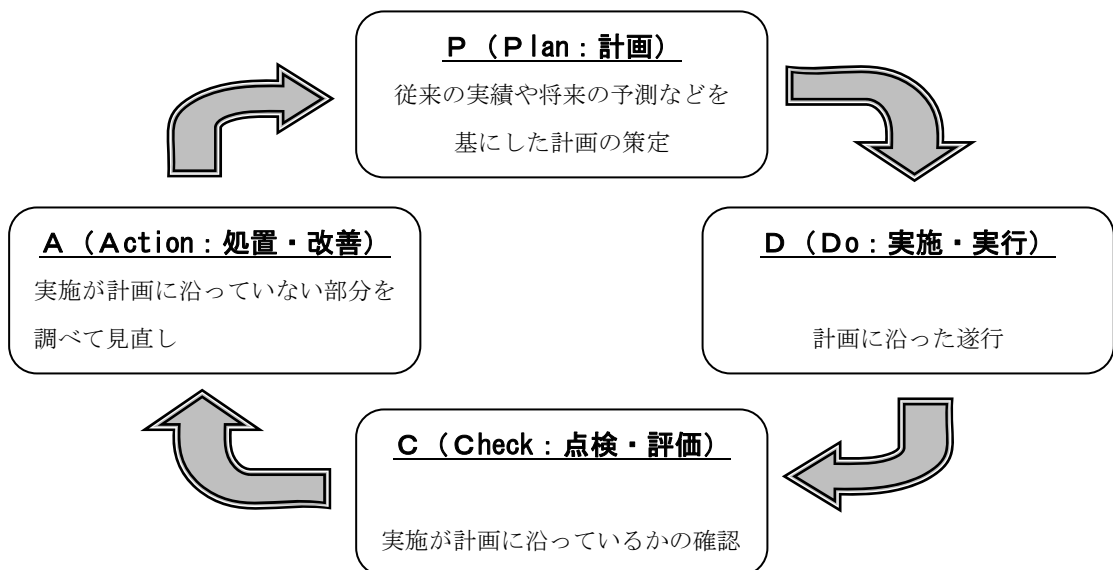
本計画は、第6次鹿角市総合計画及び第2次鹿角市環境基本計画を上位計画とし、ごみ処理基本計画を策定します。

なお、本計画では、一般廃棄物処理の基本的事項や指針を定めるものとし、実施に関する事項は、毎年策定する鹿角市一般廃棄物処理実施計画において定めるものとします。



### (2) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。なお、この計画はおおむね5年ごとに見直しを行うほか、本市の廃棄物行政を取り巻く諸情勢の変化に応じ適宜見直しを行うこととします。





## 第2章 ごみ処理の現状と課題

## 第1節 ごみ処理の現状

### (1) 収集運搬

一般家庭から排出されるごみは、鹿角市では「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源化物」、「指定不用品」の4区分に大分されます。このうち「資源化物」は、さらに、「金属類」、「ペットボトル」、「空ビン」、「古紙・ダンボール」、「廃蛍光管」、「廃乾電池」、「廃プラスチック」、「廃食油」に細分されます。全体では、4区分11分別としています。「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源化物」は、ステーション方式で収集しています。「指定不用品」、「廃蛍光管」は、春と秋の年2回、「廃乾電池」は9月の年1回収集しています。自己搬入については、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、を可としています。

事業所から排出されるごみは、事業者自ら又は鹿角広域行政組合で許可した業者が収集運搬し、市では収集を行っていません。

区 分	収集回数	収集対象物	備 考	
可燃ごみ	週2回	○生ごみ○紙くず○繊維くず○木くず ○皮製品○プラスチック、ビニール、ゴム	生ごみは水切りを徹底 木くずは50cm以内に切断	
不燃ごみ	月1回	○ガラスくず類○電球、小型家電類 ○金属製工具、玩具○針金、釘、金物類 ○化粧品、薬品等空ビン	板ガラス、刃物は紙等に包んでから	
資 源 化 物	金属類	月2回	○空 缶○金属製鍋及びふた○フライパン	
	ペットボトル	月2回		PETのマークのついているものだけ
	空ビン	月2回		キャップをはずして
	古紙、段ボール	月2回	○古新聞○古雑誌○ダンボール	
	廃蛍光管	年2回		
	廃乾電池	年1回		
	廃プラスチック		ペットボトルのキャップ等	
廃食油	月2回	家庭用廃食油		
粗大ごみ	年2回	○スチール製のもの○自転車○スノーダンプ ○石油ストーブ○カーペット○掃除機 ○扇風機○除湿機○マットレス○じゅうたん ○大型バック ○大型プラスチック製のもの	指定不用品として	

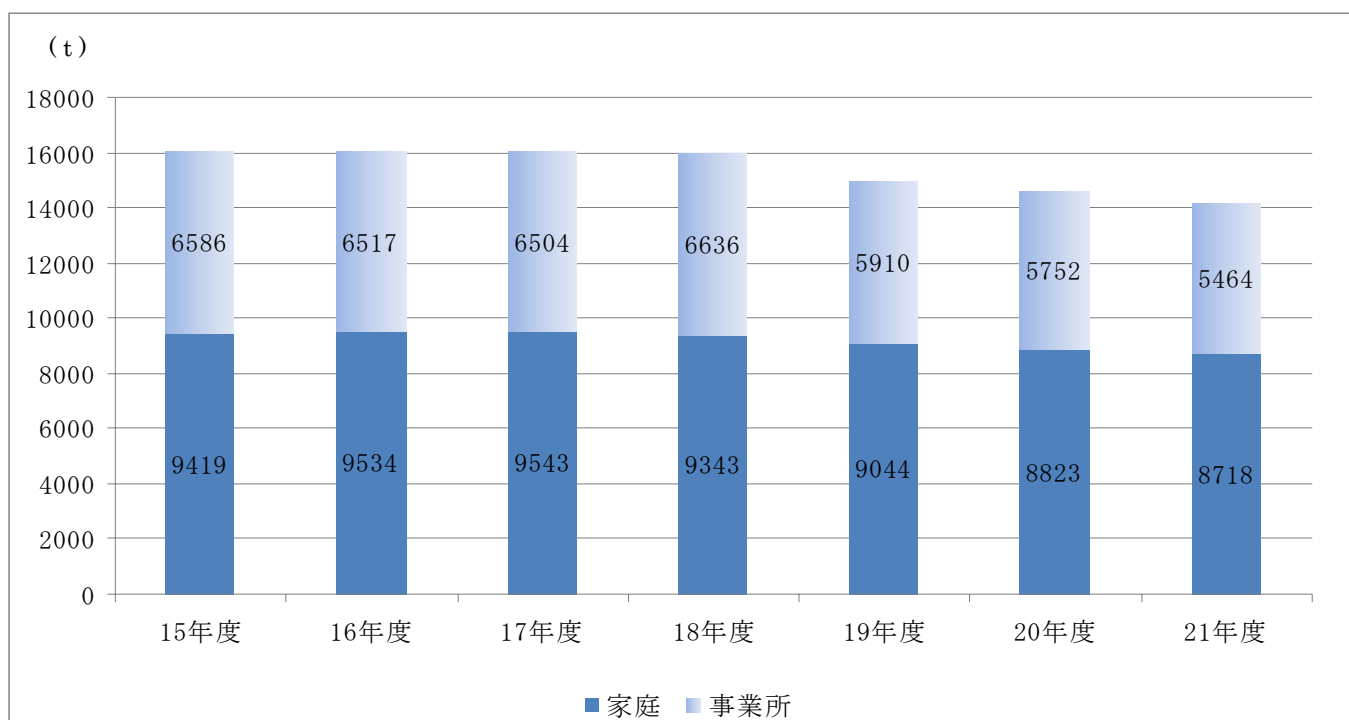


### (3) ごみ排出量の推移

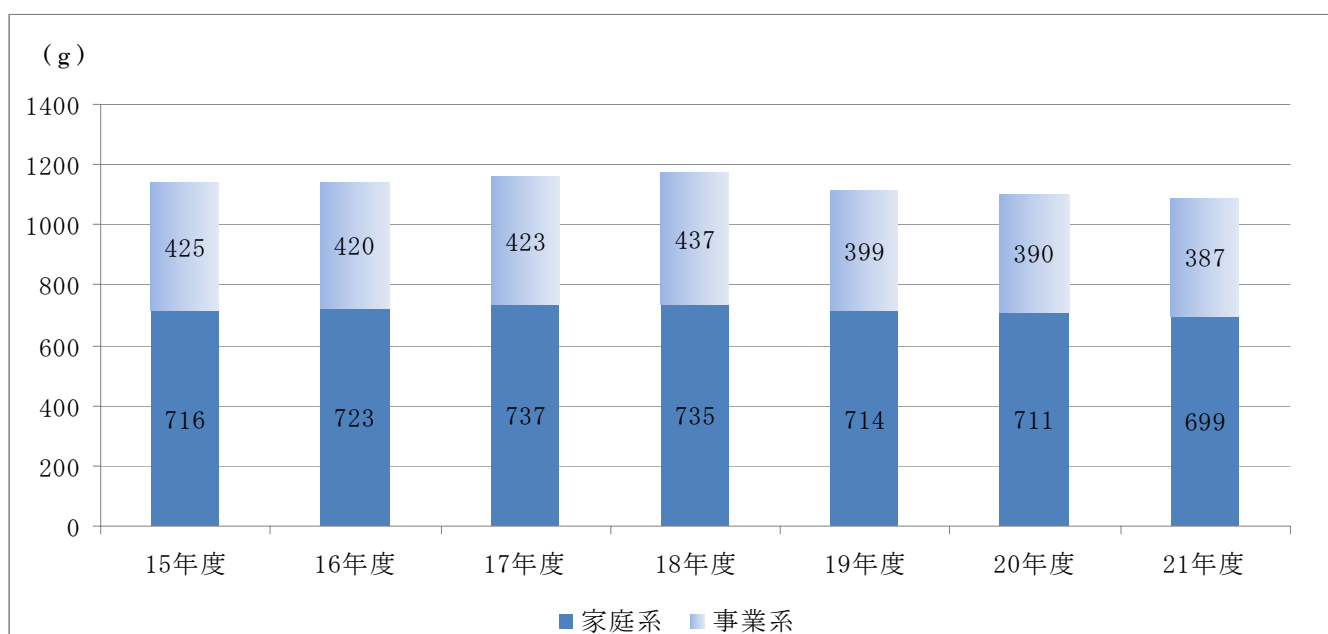
ごみの排出量は、平成18年度以降家庭系、事業系とも減少傾向にあります。

1人1日当たりのごみ総排出量は、平成21年度は1,086gで、その内訳は、家庭系699g、事業系387gとなっています。平成18年度以降減少傾向にあるものの、1,000g台となっており、県平均を上回っています。

#### ○ ごみ排出量の推移



#### ○ 1人1日当たりのごみ排出量の推移

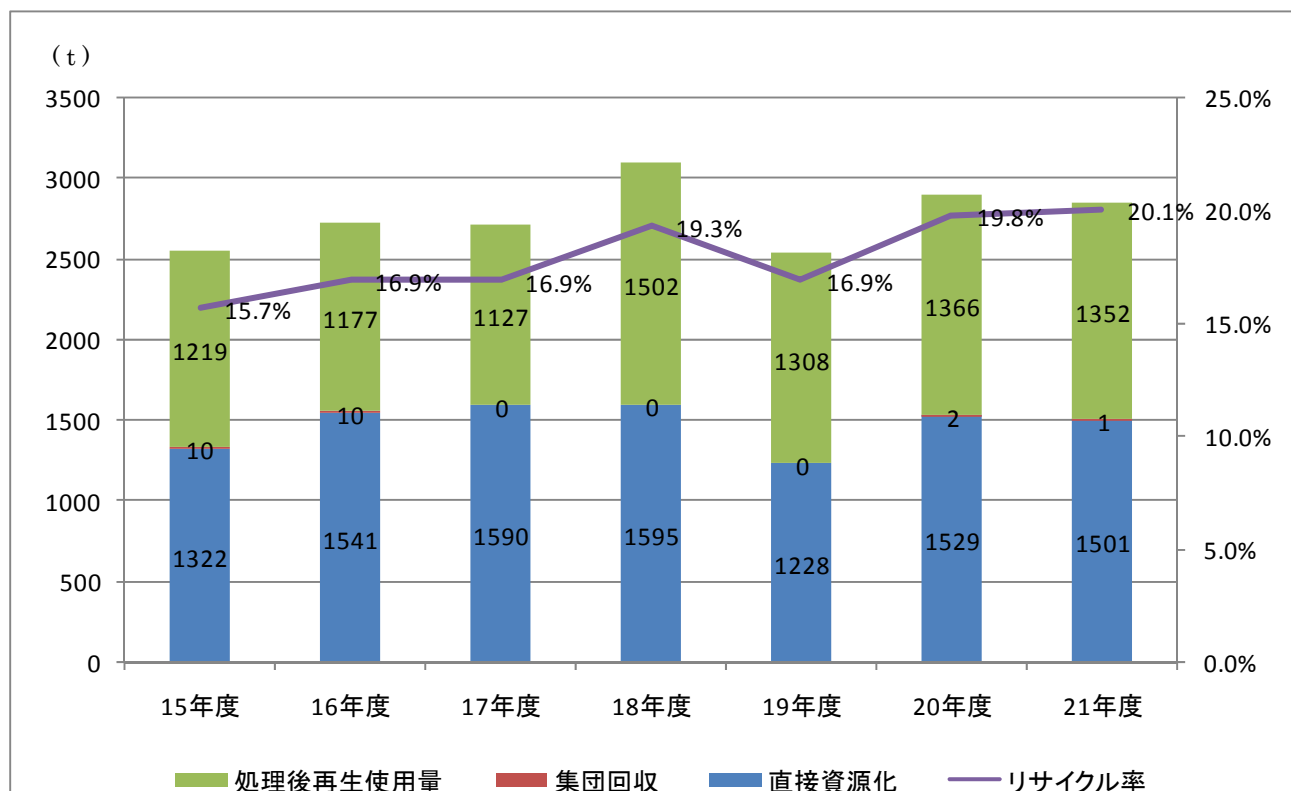


#### (4) 資源化の状況

鹿角市では、資源ごみとして収集されるものだけでなく、中間処理施設において資源化できるものを回収することにより、リサイクル率の向上を図っています。平成21年度において、直接資源化量1,501t、集団回収量1t、処理後再生使用量1,352t、総資源化量は2,854tで、リサイクル率20.1%となっています。

この他に、廃食用油のバイオディーゼル燃料（BDF）化や、ペットボトルキャップなどの廃プラスチック油化実証試験など、新たなリサイクルシステム構築のための取り組みを進めています。

#### ○ 資源化の推移

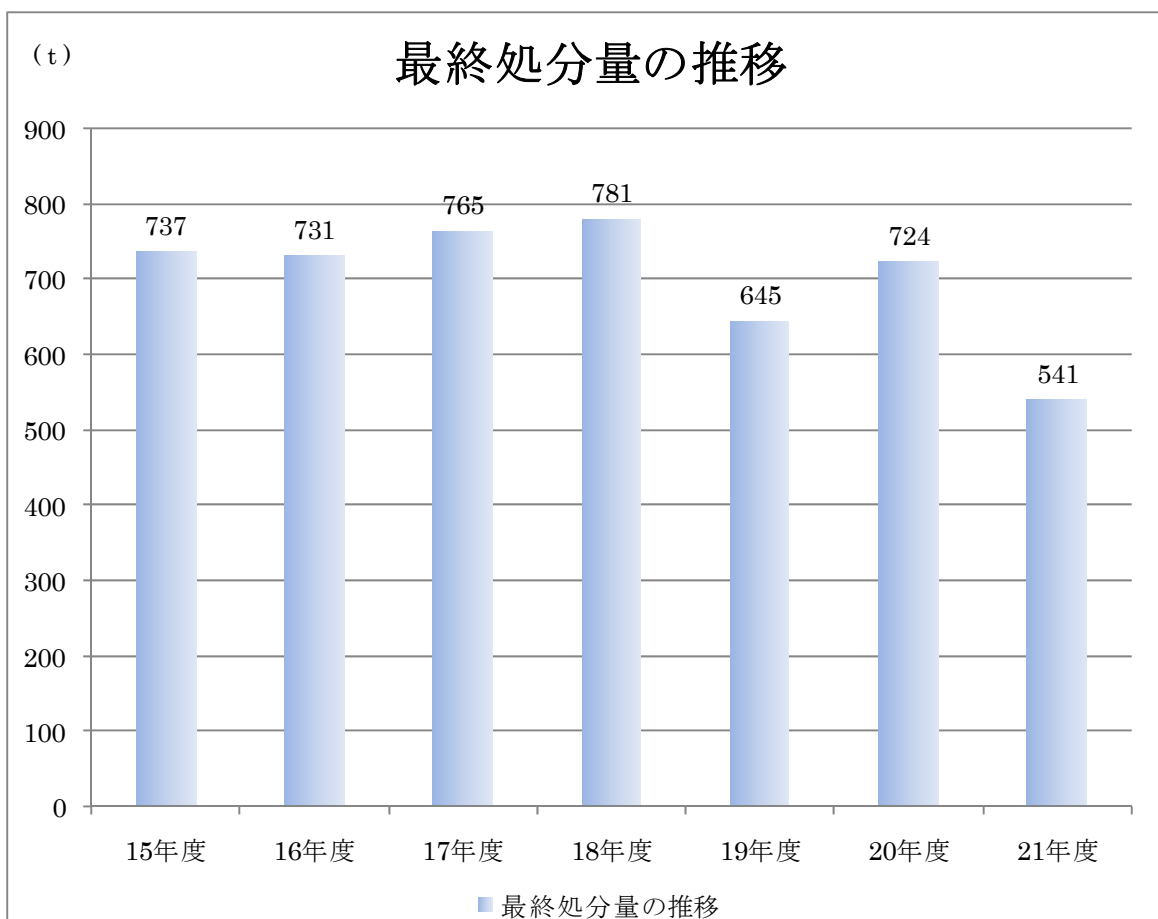


※直接資源化（自家処理量を含む）

※リサイクル率＝（直接資源化＋集団回収＋処理後再生使用量）÷ 総排出量

### (5) 最終処分量の推移と最終処分場の耐用年数

最終処分量は、平成15～18年度間は700t台で推移し、増加傾向にありましたが、平成21年度は541tとなっており、最も多い平成18年度と比較すると30%の減少となっています。平成21年度における最終処分場の埋立残余量は10,524m<sup>3</sup>となっており、現在の水準で処分されると、埋立残余年数は約13年間と推定されます。今後ごみの減量化により、最終処分場の延命を図る必要があります。



## 第2節 ごみ処理の課題

### (1) ごみの排出抑制

市民のごみ処理やリサイクルへの理解度は高まっているものの、1人1日あたりのごみ排出量は緩やかな減少にとどまっています。事業系ごみの排出量も減少傾向にありますが、ごみを適正に処理する事業活動の徹底を図る必要があります。

ごみを出さないライフスタイル、事業活動へ転換していくため、市民・事業所・市のそれぞれが果たすべき役割を明確にし、互いに連携し合いながらごみ減量を進めていく推進体制を構築する必要があります。

### (2) 分別・リサイクル

ごみの分別意識の高まりから、リサイクル率は上昇傾向にありますが、秋田県の廃棄物処理計画の平成22年度リサイクル率目標24.1%には及んでいない状況になっています。

近年のリサイクル技術の向上により、様々な資源が再利用可能になってきています。リサイクル率の向上のため、引き続きごみの分別徹底を啓発するとともに、現在、市で焼却処分しているプラスチック製容器包装など、再資源化については、今後も検討していく必要があります。

### (3) 収集運搬・処理

収集については、分別の区分ごとに収集形態、収集体制、収集回数、収集運搬量などについて検討し、適切な収集を行う事が可能な体制を確保する必要があります。

運搬については、鹿角市の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬を行うことができるよう、運搬車の配車体制の整備する必要があります。併せて、地球温暖化対策等の視点から、収集車両の低公害化を推進する必要があります。

処理については、中間処理・最終処分におけるごみの発生抑制、再生利用の促進と効果の検証、分別区分の変更等を勘案し、ごみの減量化を図る必要があります。

中間処理については、焼却施設（溶融処理）から発生する溶融スラグ（※）の適正な処理及び再利用に関する供給拡大を図る必要があります。このため中間処理施設の適正な運転管理に努め、計画的な整備を実施していきます。今後も、地域の社会性、地理的な特性を考慮しつつ適正に中間処理施設を管理・運営し、広域的な処理への対応が必要です。

#### ※ 溶融スラグ

焼却灰等を高温（1,300℃以上）で溶融したものを冷却し、固化させたもの。近年では建設・土木資材としての積極的な活用が進められている。



## 第3章 ごみ処理基本計画

## 第1節 ごみ処理の基本理念と基本方針

### (1) 基本理念

市民・事業者・市の連携により、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式や経済活動を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、適正処理を進め、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

#### 基本理念

市民・事業者・市の共動により循環型社会を構築します

### (2) 基本方針

基本理念に基づき、循環型社会を構築するため、今後の廃棄物対策における3つの方針を定めます。

#### ①市民、事業者、市（鹿角広域行政組合）の共動による廃棄物対策の推進

廃棄物の減量化、再資源化を進めるためには、自らの役割を認識して行動することが不可欠です。

市民、事業者、市の責務を明確にし、わかりやすい目標のもと、工夫と協力をしあいながら、ごみの減量化、再資源化に取り組みます。

#### ②ごみの減量化と再資源化の推進

市民、事業者がごみの減量化、再資源化へ参加しやすい取り組みを構築します。

また、取り組みの結果を公表することにより、進捗度合の把握や評価に活用します。

#### ③環境保全に配慮したごみ処理、まちづくりの推進

市民、事業者などの積極的な環境美化活動を図り、安全できれいなまちづくりを推進します。

### (3) 役割分担

市民、事業者、市（鹿角広域行政組合）の担う役割を以下のとおり整理し、施策や取り組みの円滑な推進を図ります。

#### ◆市民の役割◆

##### 排出者としての責任

- ・一人ひとりがごみの排出者としての自覚と責任をもち、ごみを出さない生活様式に見直します。
- ・分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、ごみの減量化、適正処理に向けた取り組みに協力します。

#### ◆事業者の役割◆

##### 排出者としての責任

- ・自己処理責任の原則のもと、ごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない事業活動へと見直します。
- ・ごみの減量化とともに、廃棄物の管理徹底と適正処分に努めます。

##### 生産者としての責任

- ・生産、流通、販売等の各段階で、商品やサービスがごみにならないような工夫します。
- ・資源物や処理困難物の率先した回収に努めます。

#### ◆市（鹿角広域行政組合）の役割◆

##### ごみを出さないための仕組みづくり（市）

- ・3R運動（※）を推進します。
- ・市民・事業者が参加できるシステムの構築を図ります。

##### 各主体のコーディネート（市）

- ・市民・事業者の取り組みのコーディネーターとしての役割を果たします。

##### 安全で効率的な収集運搬、適正処理・処分（広域行政組合）

- ・環境負荷低減に向けた収集運搬、処理・処分を行います。
- ・安全で効率的なシステムの構築と運用を図ります。

##### 排出者としての責任

- ・ごみを出さない事業の推進に努めます。

#### ※ 3R運動

「Reduce（リデュース）：ごみの発生抑制」、「Reuse（リユース）：再使用」、「Recycle（リサイクル）：再資源化」

## 第2節 ごみ処理排出量の予測と数値目標

施策を実施するにあたり、ごみ減量化と再資源化について、将来の予測を踏まえて、次のとおり目標とする指標を定めます。

なお、目標とする指標を達成するために、計画の中間年である平成27年度の中間目標を設定し、進行管理、事業評価を行い、必要に応じて計画目標を見直します。

### (1) ごみ減量化の将来予測と目標とする指標

#### ① 市民1人1日あたりごみ排出量

平成21年度（基準）		平成27年度	平成32年度
1,086 g	将来予測	1,084 g	1,071 g
	目標値	1,054 g	1,019 g

平成21年度（基準年）に対して

平成27年度	35 g（5%）削減
平成32年度	69 g（10%）削減

#### ② ごみの総排出量

平成21年度（基準）		平成27年度	平成32年度
14,229 t	将来予測	12,750 t	11,500 t
	目標値	12,400 t	10,950 t

平成21年度（基準年）に対して

平成27年度	1,829 t（12.9%）削減
平成32年度	3,279 t（23.1%）削減

#### ③ 最終処分量

平成21年度（基準）		平成27年度	平成32年度
541 t	将来予測	408 t	311 t
	目標値	397 t	296 t

平成21年度（基準年）に対して

平成27年度	144 t（26.6%）削減
平成32年度	245 t（45.3%）削減

(2) 再資源化の将来予測と目標目標とする指標

① 総資源化量

平成21年度(基準)		平成27年度	平成32年度
2,854 t	将来予測	2,209 t	2,128 t
	目標値	2,728 t	2,628 t

② 再資源化率

平成21年度(基準)		平成27年度	平成32年度
20.1%	将来予測	17.3%	18.5%
	目標値	22.0%	24.0%

平成21年度(基準年)に対して

平成27年度	+1.9%
平成32年度	+3.9%

◆目標とする指標の一覧

区分	現状	計画	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
ごみ総排出量	14,229 t	12,400 t	10,950 t
1人1日あたりのごみ排出量	1,019 g	1,054 g	1,019 g
総資源化量	2,854 t	2,728 t	2,628 t
再資源化率	20.1%	22.00%	24.00%
人口	35,898人	32,232人	29,429人

※ 人口推計は、住民基本台帳ベースの推計人口

## 第3節 目標達成に向けた施策と展開

### 施策1 ごみの減量化と適正処理を推進します

#### ① ごみの発生抑制の推進

- ごみ減量化に対する市民や事業者の意識向上と、ごみ減量行動を喚起する啓発活動を推進します。
- 市民、事業者と連携・協力しながら、包装の簡素化、マイバッグの持参などを推進します。
- 事業者、市民にごみになりにくい商品の販売や利用を呼びかけていきます。
- グリーン購入（※）運動を進め、再生紙など再生材料で作られた製品の利用拡大を推進します。

#### ② 排出ルールの徹底と不法投棄の防止

- ごみの分別や排出方法の指導など、排出ルールの徹底を図っていきます。
- 不法投棄監視員などの不法投棄監視体制の強化とともに、関係機関との連携を図りながら、不法投棄の防止対策を進めます。
- 環境美化に向けたクリーンアップ活動を積極的に普及・推進します。

#### ③ 事業者の適正なごみ処理の推進

- 事業者による自己回収処理を前提とした処理ルートの構築を求めます。
- 処理困難なごみや排出禁止物の適正な処理ルートの確保を求めます。
- ごみを多量に排出する事業者を中心に、減量のための指導・助言を行います。

#### ④ ごみ処理費用の負担のあり方の検討

- ごみ処理費用の負担のあり方を検討していきます。
- 粗大ごみの有料戸別収集など、より効果的かつ適正な料金の徴収方法、処理手数料について研究していきます。

#### ※ グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、省エネ型のものやリサイクル可能なものなど、環境に配慮したものを優先的に選択すること。

① 再使用の推進

- リターナブル容器や詰め替え商品の使用を呼びかけ、再使用の普及・拡大を図ります。
- 再生利用品の周知、展示など、PRの機会の充実を図ります。

② 再資源化の推進

- 缶、びん、古紙、ペットボトルなど資源化物の分別徹底を呼びかけ、回収資源化物の質と再資源化率の向上を図ります。
- 廃食用油の回収をPRし回収量の拡大、BDF（※1）の普及を図ります。
- 廃プラスチックの油化リサイクルシステムの構築を目指します。
- こでん（小型電子電気機器）（※2）の回収を継続します。
- 廃家電のリサイクルについて、一層の普及・啓発を図ります。

③ リサイクル事業に関する調査・研究

- 効果的で安定的なリサイクルの仕組みを構築するため、新たなリサイクル事業に関して調査・研究を進めます。

④ 市民・事業者による主体的リサイクルの推進

- 資源の集団回収活動など、市民や事業者が主体的にリサイクルに参加しやすい仕組みづくりを検討します。
- リサイクルに取り組むための指導、助言を行います。
- 地域や自治会のリサイクル活動を支援します。

※1 BDF (Bio Diesel Fuel)

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）からつくられる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。

※2 こでん（小型電子電気機器）

県内各自治体等が設置している回収ボックスの投入口（25cm×15cm）を通過する、小型の電子電気機器。携帯電話、基板、デジタルカメラ、ビデオカメラ、各種ケーブルなど。それらに含まれる希少金属類を再資源化することにより、資源の有効活用が図られる。

**① 溶解スラグストックヤード（※）の建設**

- 溶解スラグの資源化に向けて、有効利用を促進するため、ストックヤードを建設します。

**② 処理施設の適正な管理運営**

- 安全で安定した廃棄物の処理及び再利用のため、計画的に処理施設の適正な管理及び整備を進めます。
- ごみ処理施設からのダイオキシン類など有害化学物質の排出をより一層低減するため、適正な運転管理を行います。

**③ 最終処分場の延命化と次期処分場の調査・研究**

- 最終処分量の減少や適正な管理運営により、最終処分場の延命化を図るとともに、次期最終処分場の候補地を調査・研究します。

**※ スtockヤード**

一時保管所のこと。

① 市による率先的な取り組みの推進

- 市が、市民や事業者の模範となるよう、再生品の利用やごみの排出抑制、リサイクルなどの取り組みを進めます。

② 市民・事業者が気軽に参加できる学習の場の提供

- 学習会や各種イベントの開催により、市民、事業者がごみ問題やその取り組みなどについて、気軽にふれ、考え合える場を提供します。
- 出前講座や学習会、各種広報媒体等を通じ、市民や事業者にごみに関する情報を積極的に提供し、ごみ減量、リサイクル等の実践行動を促進します。
- 教育機関と連携を図り、学校教育の場でのごみ減量・リサイクルの啓発を行います。

③ 人材と組織づくりの推進

- 市民・事業者・市民団体等が、環境活動の企画立案から事業化まで、自主的に取り組むことができるような人材育成や組織づくりを推進します。

④ 施策への市民参加の促進

- ごみの排出抑制、再資源化等、施策の推進にあたっては、市民や事業者の意見を聞くなど、市民参加型による施策の立案を図ります。



鹿角市のごみ処理計画推進の施策一覧と推進スケジュール

施策項目	番号	施策の名称等	施策の概要	事業計画										備考
				平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
施策1 ごみの減量化と適正処理を推進します		ごみの発生抑制の推進	ごみ減量行動の喚起 マイバッグ持参運動、グリーン購入の推進	事業実施										
		排出ルールの徹底と不法投棄の防止	ごみ排出ルールの徹底 不法投棄の未然防止 クリーンアップの普及・推進	事業実施										
		事業者の適正なごみ処理の推進	事業者の処理ルートの構築 ごみを大量に排出する事業者への指導・助言	調査	指導・助言									
		ごみ処理費用の負担のあり方の検討	ごみ処理費負担の検討 粗大ごみの有料化の調査、検討	粗大ごみ戸別収集の検討	普及啓発	粗大ごみ有料化試行・実施								
施策2 資源循環型のシステムを構築します		再使用の推進	再使用の普及拡大を図る 再生利用品の周知	事業実施										
		再資源化の推進	資源化物の分別徹底 リサイクルの普及拡大を図る	事業実施										
		リサイクル事業に関する調査・研究	リサイクルの仕組みづくりのための調査・研究	分別区分の調査・検討										
		市民・事業者による主体的なリサイクルの推進	市民・事業者が主体となった活動の推進 リサイクル活動への支援	普及啓発・段階的変更										
施策3 廃棄物処理施設を適正に整備します		溶解スラグストックヤードの建設	溶解スラグの再資源化のための施設整備	現有施設の解体・ダイオキシ	ストックヤードの利活用									旧ごみ焼却施設解体含む
		処理施設の適正な管理運営	処理施設の適正な管理運営	設計・建設	適正な管理運営									
		最終処分場の延命化と次期処分場の調査・研究	最終処分場の延命化、係る調査・研究	最終処分場の適正な運営					次期最終処分場に係る調査・研究					
施策4 環境学習を推進します		市による率先的な取り組みの推進	ごみの排出抑制、リサイクルなどの推進	事業実施										
		学習の場の提供	学習会やイベントの開催、情報の提供、教育機関との連携	事業実施										エコライフ実践講座など
		人材と組織づくりの推進	地域の環境活動等のリーダーとなる人材の育成	事業実施										エコライフ実践講座など
		施策への市民参加の促進	市民参加型の施策の立案	事業実施										快適環境まちづくり市民会議

